



春の全国交通安全運動

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

運動の重点

○子どもを始めとする歩行者の安全の確保

歩行者の交通ルール遵守の徹底
歩行者の安全確保



○横断歩行者事故等の防止と安全運動

意識の向上

- ・運転者の歩行者への保護意識の向上
- ・飲酒運転の根絶 ・妨害運転等の禁止 ・二輪運転者等に対する広報啓発
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・後部座席を含めたすべての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車安全利用五則

- 1.車道が原則 歩道は例外、歩行者優先
- 2.交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3.夜間はライト点灯 4.飲酒運転は禁止 5.ヘルメットを着用



令和五年五月号

伊自良川



山県警察署
伊自良駐在所
0581
36-3353

他人事ではない！ 二七電話詐欺に警戒を！

3月に山県市内で二七電話詐欺が発生しました。不動産会社を名乗る者から、介護施設にあなたの名前を借りて他人を入所させたい」といふ電話があり、その後、名前を貸したことは違法であり詐欺の共犯者だ。」等と言われ200万円以上をだまし取られたものです。お金に関する電話は一人で判断せず、まずは家族や警察に相談しましょう。

被害防止のキーワード！！

「老人ホームの入室」
「名前を貸してほしい」

このワードが出たら「詐欺」です！



ゴールデンウィークは 交通事故にご注意を！

新型コロナウイルスの感染が落ち着き、人の動きが一段と活発化してきたことから、ゴールデンウィークに多くの観光客が車を使って山県市に訪れることが予想されます。



土地に不慣れた運転手が多くなることや予想されるため、特に狭い道路上では細心の注意を払って安全運転を心がけてください。

新しい駐在員

この度春の異動で伊自良駐在所で勤務することになりました

加藤 竜二

と申します。

一生懸命頑張らせていただき
ますので、御協力
のほど、よろしく
お願いいたします。



ヘルメットの努力義務



令和5年4月1日
より道路交通法の
乗車用ヘルメットの
着用努力義務が施
行されました。

内容については自転車運転する人はもちろん同乗する人もヘルメットをかぶるよう
に努めなければならぬとい
うものです。

自転車に乗
る時はヘルメッ
トをかぶって安
全運転に心が
けましょう。



交通安全情報